



11月5日は津波防災の日です

閻災害対策課 ☎43-9564(写真展)、☎43-9225(家具転倒防止ボランティア事業)
危機管理課 ☎43-2147(ほっとスルメール)
青森地方気象台 ☎017-741-7413(津波防災の日)

毎年11月5日は、平成23年6月に制定された「津波対策の推進に関する法律」により「津波防災の日」と定められています。この日は1854年の安政南海地震が起きた日で、このとき発生した大津波から、暗闇の中で逃げ遅れた村人を、刈り取ったばかりの稲に火を点けて高台に導いて救った「稲むらの火」の故事にちなんだものです。

津波による被害を無くすことはできませんが、津波の怖さを正しく理解し、海岸で大きな揺れを感じたり、津波警報などが発表されたりした場合どのように行動するかを、日頃から家族や地域で話し合っておきましょう。

「津波防災の日」写真展を開催します

昭和35年(1960年)に八戸を襲ったチリ地震津波と、東日本大震災の市内の被災状況を撮影した写真を展示します。

日時 11月2日(木)～10日(金)
8時15分～17時

場所 本館1階市民ホール
別館1階市民ホール



新井田川右岸に打ち上げられた漁船
(チリ地震津波)



白浜海水浴場の被害状況(東日本大震災)

「ほっとスルメール」に登録しましょう

地震・気象・火災・防犯などの地域の安全・安心情報を、携帯電話などへEメールもしくはスマートフォンなどのアプリへ通知します。情報はメール・アプリ共に同じ内容です。

携帯電話用 右記二次元バーコードを読み取り、空メールを送信し、返信メールに従い登録してください。

※迷惑メール設定をしている場合は、ドメイン「anshin.city.hachinohe.aomori.jp」のメールを受信できるように設定してください。



アプリ(iOS版、Android版) アプリ検索サイトで「ほっとスルメール」と検索し、インストールしてください。

家具転倒防止ボランティア事業

地震発生時における家具の転倒による事故を防止するため、ひとり暮らし高齢者などを対象に、家具を固定する器具の取り付けをボランティアで実施しています。

対象者	①八戸市内に居住する、65歳以上の人のみの世帯 ②障がい者手帳の交付を受けている人で、同居者にこの交付を受けていない18歳以上65歳未満の人がいない世帯 ③上記に準じた者で、民生委員が必要と認める者 (例)18歳以上65歳未満の健常者が同居していない避難行動要支援者(障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人など災害時に自力で避難することが困難な者)
対象の家具	寝室、居間等日常的に居住する場所に設置され、地震の揺れにより転倒のおそれのある家具で、くぎ・ねじ・L型金具などで固定できる構造のもの
作業実施団体	(協組)八戸中央建設業協会
費用	取り付け金具などの材料費は、申請者の負担となります。
申請方法	必要事項を記入した申請書を、民生委員を通じて災害対策課へ提出してください。 申請書は災害対策課で配布(市のホームページからもダウンロード可)。

※借家の場合は、所有者・管理者からの承諾が必要となります。